

写

国分寺市監委告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により，令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので，別紙のとおり公表する。

令和5年12月22日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 瀬 かおる



国政情収第1355号

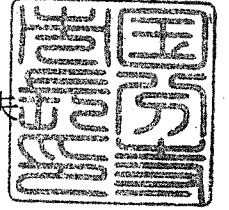
令和5年12月14日

国分寺市監査委員

川畑 一 良 様

高瀬 か お る 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果の報告書の提出に  
ついて（報告）

令和5年3月27日付け国監発第61号で提出された監査の結果に基づき、別  
紙のとおり措置を講じましたので報告します。

# 令和4年度公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告書

## (交通対策課)

### 1 申請書の取扱いについて

自転車等駐車場定期使用申請書について、使用料の金額や使用期間などが空欄のままとなっている申請書が複数あることを確認した。これらは使用料を適切に徴収する上で必要となる情報であるため、記載内容に漏れが無いよう、申請書の取扱いについては十分留意されたい。

#### (措置内容)

自転車等駐車場定期使用申請書については、記載漏れが無いように指定管理者に指示し改めました。

### 2 第三者への委託について

第三者に一部業務の委託を行う場合、事前に書面による市の承諾を受けることになっているが、書面による市の承諾を事前に受けていないことを確認した。第三者へ委託を行う場合は、協定書に基づき事前に書面により市の承諾を受けるよう改められたい。

#### (措置内容)

「国分寺市有料自転車等駐車場の管理に関する協定書」第14条に従い、事前に書類にて市の承認を受けるように改めました。